

○特定国有財産整備計画の策定及び実施事務の取扱要領について

〔 昭和44年5月23日 〕  
蔵理第2157号

改正 昭和45年 6月11日蔵理第2310号  
同 46年 4月 1日同 第1623号  
同 48年 1月20日同 第5597号  
同 59年 8月10日同 第2808号  
平成 元年 4月 1日同 第1668号  
同 5年12月28日同 第5037号  
同 6年 1月10日同 第 13号  
同 12年12月26日同 第4612号  
同 13年 3月30日財理第1325号  
同 15年11月21日同 第4285号  
同 17年 1月21日同 第 214号  
同 18年 2月17日同 第 514号  
同 18年 4月28日同 第1676号  
同 19年 5月29日同 第2060号  
同 19年 7月27日同 第2767号  
同 21年 6月30日同 第2924号  
同 22年 3月31日同 第1414号  
同 27年 3月30日同 第1562号  
同 29年10月 6日同 第3314号  
令和 元年 7月 5日同 第2378号  
同 5年 6月30日同 第1923号  
同 5年12月14日同 第3330号

財務省理財局長から各省各庁国有財産総括部局長、  
各財務（支）局長及び沖縄総合事務局長宛

国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法第5条に基づく特定国有財産整備計画の策定に資するため、各省各庁の長は、毎会計年度、庁舎法施行令第5条に基づき、特定国有財産整備計画要求書を前年度の7月31日までに財務大臣へ提出することとなっている。

今般、特定の国有財産の整備を計画的に実施し、国有財産の適正かつ効率的な活用を図ること等のため、特定国有財産整備計画の策定及び実施事務の取扱要領については、別紙によることとされたことから、命により通知する。

なお、次に掲げる通達は廃止する。

昭和45年1月9日付蔵理第29号「特定国有財産整備計画要求書等の提出手続きに関する取扱いについて」通達

昭和56年8月20日付蔵理第3192号「在アルゼンティン日本国大使館事務所の移転整備に係る事務の取扱いについて」通達

昭和59年12月1日付蔵理第4086号「大使館等施設に係る特定国有財産整備計画の実施事務の取扱いについて」通達

平成18年4月28日付財理第1677号「国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法第5条第3号の規定に基づく特定国有財産整備計画の策定及び実施事務の取扱要領について」通達

別紙

## 特定国有財産整備計画の策定及び実施事務の取扱要領

特定国有財産整備計画の策定及び実施に関する事務を取り扱う場合においては、この取扱要領の定めるところによるものとする。

### 1 用語の定義

この取扱要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ以下に定めるところによる。

- ① 「庁舎法」とは、国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和32年法律第115号）をいう。
- ② 「令」とは、国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法施行令（昭和32年政令第114号）をいう。
- ③ 「細則」とは、国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法施行細則（昭和32年大蔵省令第51号）をいう。
- ④ 「官公法」とは、官公庁施設の建設等に関する法律（昭和26年法律第181号）をいう。
- ⑤ 「総括部局長」とは、各省各庁の国有財産に関する事務を総括する部局等の長をいう。
- ⑥ 「部局長」とは、各省各庁の部局等の長をいう。
- ⑦ 「財務局等」とは、財務局、福岡財務支局及び沖縄総合事務局をいう。
- ⑧ 「財務局長等」とは、特定国有財産整備計画に基づき取得又は処分を行うこととなる国有財産の所在地を管轄する財務局長、福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長をいう。
- ⑨ 「地方整備局長等」とは、地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局開発建設部長をいう。
- ⑩ 「1号事案」とは、庁舎法第5条第1号の規定に基づく事案をいう。
- ⑪ 「2号事案」とは、庁舎法第5条第2号の規定に基づく事案をいう。
- ⑫ 「3号事案」とは、庁舎法第5条第3号の規定に基づく事案をいう。
- ⑬ 「規則」とは、普通財産取扱規則（昭和40年大蔵省訓令第2号）をいう。

⑭ 「PFI法」とは、民間資金等の活用による公共事業等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）をいう。

⑮ 「PFI事業」とは、PFI法に基づき実施される庁舎等の整備事業をいう。

## 2 特定国有財産整備計画の予定事案調書の作成等

### (1) 合同庁舎整備予定事案の事前調査

3号事案の整備の検討に当たっては、次の事前調査を行うものとする。

#### ① 合同庁舎整備予定事案調べ

イ 財務局長等は、部局長と所要の調整を行い、優先的に取り組むべき合同庁舎整備予定事案をとりまとめの上、様式1の合同庁舎整備予定事案調書により12月28日までに理財局長に提出するものとする。

ただし、合同庁舎整備予定事案調書に係る処分すべき国有財産として令和5年6月30日付理財第1924号「重要施設周辺等に所在する国有財産の取扱いについて」通達（以下「重要土地通達」という。）記一第4-2-(1)に基づく施設所管省庁等及び内閣府に対する意見照会の対象となる財産（以下「意見照会対象財産」という。）が含まれる場合においては、合同庁舎整備予定事案調書を8月31日までに理財局長に提出するものとする。意見照会対象財産について、理財局から施設所管省庁等及び内閣府に対する意見照会の結果、重要施設の施設機能維持の観点等からみて、施設所管省庁等において所管又は使用したいという回答があった場合に、重要土地通達記一第4-4-(1)に基づき財務局長等が所管換又は使用承認を行うこととしたときには、当該財産については処分すべき国有財産から除外するものとする。

財務局長等が理財局長に合同庁舎整備予定事案調書を提出したときは、財務局長等は、部局長に当該写しを送付するものとする。

なお、財務局長等は、必要に応じ、地方整備局長等に協力を求めるものとする。

ロ 財務局長等は、合同庁舎整備予定のとりまとめに当たっては、次の点に留意するものとする。

なお、合同庁舎の整備に伴い庁舎等使用調整を行う必要がある場合は、想定される庁舎等使用調整案についても合同庁舎整備予定事案調書の参考資料として併せて報告するものとする。

#### (イ) 入居予定官署の選定

A 合同庁舎の整備予定地域内に所在する庁舎等について、

(A) 耐震性能の水準（耐震診断の結果）

(B) 改修計画

(C) 老朽・狭あいの状況

(D) 立地の適正

(E) 監査の結果

等を総合的に勘案し、入居の適否を検討すること。

B 国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準（平成6年12月15日建設省告示第2379号。以下「建設省告示」という。）による官庁施設の種類に応じた耐震性能の目標が同一なもの、官署相互間に行政上の

密接な関係を有するものは、極力同一の合同庁舎計画にとりまとめるよう配慮すること。

- C 合同庁舎の整備予定地域内において、単独庁舎の整備予定がある場合には、合同庁舎計画に統合することについて検討すること。
- D 現在地での建替えによる場合において、仮庁舎が必要となる場合については、原則として、借受けにより対処させることとし、あらかじめその確保の方法及び所要経費について検討すること。
- E 交換により整備予定地を取得しようとする場合で、交換渡財産上の建物の解体撤去が必要となる場合については、原則として、建物を所管する部局において建物解体撤去を実施することとする。

(ロ) 庁舎等の現地調査

上記(イ)を踏まえ、入居候補として選定した官署の庁舎等については、その使用状況等を的確に把握するため、次の諸点に留意して、現地調査(ドローン等のデジタル技術を活用した調査を含む。以下同じ。)を行うものとする。なお、直近の監査を活用して使用状況等を的確に把握できる場合はこの限りでない。

- A 一般事務室における一人当たりの面積(実人員、非常勤職員等に係る執務環境の実態状況)。
- B 会議室の利用状況(合同庁舎化による共用化を原則とする)。
- C 統廃合計画の有無など今後の官署人員等の動向
- D 来訪者数(繁忙期と平常時の混雑状況)
- E 駐車場の利用状況(官用車及び来訪者用の駐車場収容台数)

(ハ) 建設予定地の選定

- A 合同庁舎の位置は、
  - (A) 建設省告示
  - (B) 建設候補地に係る土壌汚染、埋蔵文化財等の状況及びこれらの対策等にかかる所要期間・経費等を総合的に勘案し、選定すること。
- B 建物規模からみた法定容積率に対する土地の利用度が低いと判断される場合は、余剰地の創出、合築などによる利用度の向上策について検討すること。

② 不用見込庁舎等調べ

財務局長等は、庁舎等使用現況及び見込報告書(庁舎法第3条)、「国有財産監査指針」通達(平成23年5月31日付財理第2543号)に基づく監査指摘等、各局管内で各省各庁において不用となることが見込まれる庁舎等で、かつ、翌年度以降の3号事案の処分すべき国有財産となり得るものについて、とりまとめの上、様式2の不用見込庁舎等報告書により12月28日までに理財局長に報告するものとする。

(2) 特定国有財産整備計画の予定事案調書の作成

各省各庁において、翌年度以降3か年以内に、令第5条第1項の規定に基づき特定国有財産整備計画要求書の提出を予定しているものについて、総括部局長は、「特定国有財産整備計画の選定に係る審査基準について」通達(平成27年3月30日付財理第1562号。以下「選定基準」という。)を踏まえ、様式3の特定国有財産整備計画予定事案調書(以下「予定事案調書」という。)に取りまとめの上、毎年1月10日までに財務省理財局長に提出す

るものとする。

ただし、予定事案調書に係る処分すべき国有財産として重要土地通達記一第4-2-(1)に基づく意見照会対象財産が含まれる場合においては、予定事案調書を8月31日までに理財局長に提出するものとする。

意見照会対象財産について、理財局から施設所管省庁等及び内閣府に対する意見照会の結果、重要施設の施設機能維持の観点等からみて、施設所管省庁等において所管又は使用したいという回答があった場合に、重要土地通達記一第4-4-(1)に基づき財務局長等が所管換又は使用承認を行うこととしたときには、当該財産については処分すべき国有財産から除外するものとする。

なお、2の(1)の①のイにおいて、財務局長等が合同庁舎整備予定事案調書により、理財局長へ提出を行っている事案については、様式3の予定事案調書の提出は要しないものとする。

総括部局長が理財局長に予定事案調書を提出したときは、部局長は、財務局長等に当該写しを送付するものとする。

### 3 当面優先して実施すべき事案等の事務処理

#### (1) 当面優先して実施すべき事案等の通知

##### ① 当面優先して実施すべき事案の通知

理財局長は、2の(2)において、各省各庁が提出した特定国有財産整備計画の予定事案のうち、当面優先して実施すべき事案を選定した場合においては、1月31日までに、当該事案の取得すべき財産及びその整備に伴って不要となる財産について、関係の総括部局長及び財務局長等に通知するものとする。

##### ② 3号事案に係る処分すべき国有財産の選定通知

理財局長は、2の(1)の②の不用見込庁舎等報告書等に基づき、3号事案に係る処分すべき国有財産として選定した場合においては、1月31日までに、その旨を関係の総括部局長及び財務局長等に通知するものとする。

#### (2) 特定国有財産整備計画要求概要書の提出

① 総括部局長は、理財局長から(1)の通知を受け、各省各庁の長が令第5条第1項の規定により「特定国有財産整備計画要求書」を財務大臣に提出しようとする場合においては、当該事案の取得すべき国有財産の所在地を管轄する財務局長等に対し2月15日までにイからホの文書を、(1)の②に基づき不用となる庁舎等の所管換等を行うこととなった場合においては、処分すべき国有財産の所在地を管轄する財務局長等に対し2月15日までにニの文書を、部局長からそれぞれ提出させるものとする。

イ 特定国有財産整備計画要求概要書（様式4。以下「概要書」という。） 2部

ロ 必要な図面（土地については、案内図、実測を行った場合の実測図及び利用計画図を、建物については案内図、配置図及び取得すべき建物についての平面図をいう。以下同じ。） 1部

ハ 建て替える庁舎の建物の耐震性能を明らかにした書面 1部

ニ 処分すべき国有財産調査票（様式5。以下「調査票」という。） 1部

ホ 処分すべき国有財産の概算評価依頼書（取得すべき国有財産と処分すべき国有財産とが異なる財務局長等の管轄区域内に所在する場合においては、部局長は、処分すべ

き国有財産の所在地を管轄する財務局長等にも当該国有財産の概算評価依頼書、概要書及び必要な図面を送付するものとする。) 1部

- ② 総括部局長は、部局長が①の資料を財務局長等に提出した場合には、概要書及び必要な図面の写しを理財局長に提出するものとし、総括部局長は、整備の必要性、緊要性、事業の採算性等について、理財局との間で検討及び調整を行うものとする。
- ③ 財務局長等は、理財局長から3号事案に係る(1)の通知があった場合においては、次の手続を行うものとする。

イ 当該3号事案に係る合同庁舎の入居予定官署の長(当該官署の長が国有財産法施行令(昭和23年政令第246号)第6条第1項の規定に基づく国有財産に関する事務の一部を分掌する部局長等の長でない場合は、国有財産の部局長等の長)に速やかにその旨を通知するとともに、当該入居予定官署に係る2月1日現在の定員を付記した様式6の機構定員表を各合同庁舎事案ごとに取りまとめの上、2月15日までに理財局長に送付し、その写しを当該事案の整備予定地を管轄する地方整備局長等へ送付するものとする。

ロ 当該3号事案に係る入居予定官署を対象とし、移転に当たっての予算措置、整備に伴って生ずる跡地の処理方針等について、速やかに説明会を実施するものとする。

### (3) 提出文書の処理

財務局長等は、(2)により提出を受けた場合においては、次の手続を行うものとする。

#### ① 概算評価依頼書の処理等

イ 財務局長等が、部局長から処分すべき国有財産について評価依頼を受けた場合においては、「国有財産評価基準について」通達(平成13年3月30日財理第1317号)別紙の国有財産評価基準に基づき、また、理財局から別途指示があったときには、その指示するところに従って評価を行い、当該財産の価額を概算評価額として通知するものとする。その際、選定基準に定められている処分の見込価額の算出に必要な事項を併せて通知するものとする。

部局長からの評価依頼に対する回答は、原則として3月31日までに行うものとする。なお、回答に当たっては、首席国有財産鑑定官(沖縄総合事務局においては管財総括課長)の審査を経るものとし、国有財産台帳価格が1口座当たり20億円を超える事案又は特に重要若しくは異例であると考えられる事案については、理財局の審査を経るものとする。

ロ 各省各庁の長は、財務局長等から部局長に回答のあった概算評価額、見込地価変動率等を参考として当該国有財産の処分見込価額を見積もり、当該価額を特定国有財産整備計画要求書に記載するものとする。

#### ② 処分すべき国有財産調査票の処理等

イ 財務局長等は、部局長から調査票の提出を受けた場合においては、処分の確実性等を判断する観点から、現地調査等を行い(調査票の提出を受ける前に現地調査が行われている場合においては、現地調査は省略して差し支えない。)、調査票に記載された所管換等の時期の妥当性について審査を行うものとする。

ロ 財務局長等は、現地調査等の結果、所管換等を行うに当たって改善すべき事項がある場合には、調査票の「財務局等意見(所管換等の問題点)」欄に意見を記載し、必要に応じて所管換等の時期について、部局長と調整を図るものとする。

ハ 財務局長等は、所管換等の時期について調整を図った後、様式7の売却予定表に所要の事項を記載し、処分予定時期を明らかにして、3月31日までに調査票及び売却予定表を部局長へ送付するものとする。

③ 整備計画要求概要書等の審査

イ 整備計画要求概要書の審査

財務局長等は、部局長から概要書の提出を受けた場合には、理財局との連絡を密にし、選定基準を踏まえ、当該概要書に記載された取得及び処分について、その必要性、取得すべき国有財産の立地条件、処分すべき国有財産の処分の可否等について審査の上、様式8-1から3までの特定国有財産整備計画要求審査調書を作成し、(2)の①の二の調査票及び売却予定表を付して3月31日までに理財局長に報告するものとする。

なお、特定国有財産整備計画要求審査調書の処分見込価額の算定に当たっては、(2)の①の二の処分予定時期、地価動向等を勘案の上、算出するものとする。

(注) 処分見込価額の算定に当たっては、厳に適正を期するものとする。

ロ 処分すべき国有財産の審査

財務局長等は、理財局長から、(1)の3号事案に係る処分すべき国有財産の通知を受けた場合においては、①に準じ概算評価額を求め、②に準じ処分見込時期等を調整の上、処分の見込価額を求め、様式8-1及び8-3の特定国有財産整備計画要求審査調書(総括表・処分表)を作成し、(2)の①の二の調査票及び売却予定表を付して3月31日までに理財局長に報告するものとする。

4 特定国有財産整備計画要求書の提出

(1) 各省各庁の長が取得の必要性、緊要性、事案の採算性等に係る検討を踏まえ、特定国有財産整備計画要求書を財務大臣に提出した場合には、総括部局は、特定国有財産整備計画要求書に基づく予算概算要求がなされた後、当該要求書の写しを財務局等に1部送付するものとする。

(2) 令第5条第2項に規定する財務大臣の定めるこれに準ずる書類は、官公法第9条に規定する営繕計画書に準じて作成するものとする。

また、同項に規定する必要な図面は、土地については、案内図、実測を行った場合の実測図及び利用計画図を、建物については、案内図、配置図及び取得すべき建物についての平面図をいうものとする。

(3) 各省各庁の長は、特定国有財産整備計画要求書を提出する場合においては、様式9-1から4までの年割表(施設施工旅費内訳、設計監理料、一般庁費(附帯事務費)、PFIアドバイザー等業務経費)及び選定基準に基づく様式10-1から3までの収支率算定表(総括表、取得表、処分表)及び様式11の工程表を作成し、これらの積算の基礎となる参考資料とともに添付するものとする。

5 特定国有財産整備計画の決定の通知

(1) 財務大臣は、法第5条の規定により、特定国有財産整備計画を決定した場合においては、直ちにその旨を関係の各省各庁の長及び財務局長等に通知するものとする。

なお、財務局長等への通知に当たっては、当該計画の基となった4の(3)の書類(以下「営繕計画書等」という。)の写しを添付することとする。

- (2) 各省各庁の長は、特定国有財産整備計画が決定された旨の通知を受けたときには、当該計画により処分すべき国有財産として記載された財産を管轄する部局長に遅滞なく通知し、周知を図るものとする。

## 6 特定国有財産整備計画の変更

- (1) 令第5条第5項に規定する財務大臣が定める場合は、次の場合とする。
- ① 取得すべき国有財産の名称を変更する場合で、他の計画内容の変更（ただし、②の場合に該当する変更を除く。）を伴わない場合
  - ② 取得すべき国有財産の数量（建物にあっては延べ面積。）又は価額を変更する場合で、その変更割合が1割以内の場合。ただし、増加する場合においては、変更割合の累積が直近の特定国有財産整備計画の5%以内でかつ変更価額が1億円以内の場合とする。
- (2) 特定国有財産整備計画策定後、計画を変更する必要がある場合においては、計画を要求した各省各庁の総括部局長及び部局長（「要求総括部局長」又「要求部局長」という。以下同じ。）は、以下の手続きにより要求した事項の変更を求めるものとする。
- ① 要求部局長は、要求した事項を変更する必要があるときは、直ちに変更箇所及び変更理由を特定国有財産整備計画要求書に記載し、変更内容を明らかにした資料とともに財務局長等に送付するものとする。
  - ② 財務局長等は、①の資料の送付を受けた場合には、その内容を3の(3)の③に準じて審査の上、変更を要する事項について財務局等の意見を付記して要求部局長に通知すると同時に、その写しを理財局長に送付するものとする。
  - ③ 要求部局長は、財務局長等から要求した事項の変更が必要な旨の通知を受けた場合には、要求総括部局長に必要な資料を添えて報告するものとする。
  - ④ 要求総括部局長が、要求部局長から③の報告を受けた場合においては、計画を要求した各省各庁の長は、財務大臣に対し、速やかに要求した事項の変更を求めるものとする。
  - ⑤ 財務大臣は、計画を要求した各省各庁の長から④の申請を受けた場合においては、②の財務局等の審査結果を踏まえ、計画変更の可否を決定するものとする。

## 7 処分すべき国有財産の取扱い

- (1) 処分すべき国有財産の所管換等の手続
- イ 各省各庁の長が、5の(1)の特定国有財産整備計画が決定された旨の通知を受けたときには、部局長は、遅滞なく、当該計画により処分すべき国有財産の用途を廃止の上、3か月以内に財務局長等（財務局長等が、処分すべき国有財産の所管換、所属替及び引継ぎを財務事務所長、財務局出張所長、福岡財務支局出張所長及び財務事務所出張所長に取り扱っている場合においては、当該国有財産の所在地を管轄する所長を含む。以下7において同じ。）に所管換、所属替又は引継ぎをするものとする。
- ロ イのうち、各省各庁の長から財務大臣に処分すべき国有財産を一般会計所属の普通財産として引き継ぐ場合においては、国有財産法施行令（昭和23年政令第246号）第3条第1項第4号に規定するその他参考となるべき事項として特定国有財産整備計画において処分すべき国有財産である旨を明示するものとする。



ハ 財務局長等は、特定国有財産整備計画に基づき処分すべき国有財産の管理又は処分を行う場合においては、一般会計に属するものについては規則の規定に従い、財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定に属するものについては規則の規定を準用するものとする。

(2) 占使用又は不法占拠への対応

部局長は、(1)の場合において、所管換、所属替又は引継ぎをすべき国有財産が占使用又は不法占拠されている場合には、あらかじめ原状回復その他の措置を講ずるものとする。

(3) 所管換等を行えない場合における措置

イ 部局長は、各省各庁の長から5の(2)の特定国有財産整備計画が決定された旨の通知を受けたときには、速やかに、所管換、所属替又は引継ぎの時期を財務局長等に通知するものとし、3か月以内に所管換、所属替又は引継ぎができないやむを得ない事情がある場合は、3の(2)により提出した調査票の措置未済事項及び財務局等意見（所管換等の問題点）について、当該決定時までにおける措置状況等を調査票及び売却予定表に明らかにし、4月20日までに財務局長等に送付するとともに、その写しを総括部局長に送付するものとする。

部局長は、財務局長等に所管換、所属替又は引継ぎをするまでの間、同様に、毎四半期経過後14日以内に送付するものとする。

ロ 財務局長等は、イにより部局長から調査票及び売却予定表の送付を受けたときには、その内容を検討した上で、必要な指示及び助言を行うこととし、売却予定表の「財務局等の意見」欄に指示した事項等を付記して部局長へ送付するものとする。

なお、財務局長等は、四半期毎に調査票及び売却予定表の写しを取りまとめ、理財局長に送付するものとする。

(4) 使用承認

イ 部局長は、特定国有財産整備計画により処分すべき国有財産を財務局長等に所管換、所属替又は引継ぎをする場合において、当該国有財産を引き続いて使用しようとするときは、所管換、所属替又は引継ぎに併せて、財務局長等に対し、規則第4条第4号の規定による使用承認の申請をするものとする。

ロ 財務局長等は、部局長からイの申請を受けた場合においては、速やかに当該財産の所管換、所属替又は引継ぎを受けるとともに、使用を承認するものとする（この場合の使用承認については、規則第5条第4号ハによる承認は要さないものとする。）

8 取得すべき国有財産の整備に係る進行管理

特定国有財産整備計画による取得すべき国有財産に係る進行管理については、PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）を厳格に行う観点から、当該取得すべき国有財産の所在地を管轄する財務局長等（以下8において同じ。）は、当該国有財産の建築工事等整備を実施する部局（「整備部局」という。以下8において同じ。）に対し整備の進捗状況に応じ以下により報告を求め、必要に応じ、整備部局又は要求部局に対し、報告された資料に関する説明を求めるものとする。

なお、当該報告を受け、計画の変更を行う必要が明らかになったときには、財務局長等は、部局長に対し6による特定国有財産整備計画の変更に係る所要の手続を行わせることとする。

(1) 直轄工事における進行管理

直轄工事における進行管理に係る手続については、以下によることとする。

① 工程表の送付

- イ 要求部局は、特定国有財産整備計画が決定された旨の通知を受けたときには、速やかに工程表を作成し、財務局長等に送付するものとする。また、変更が生じた場合には、その都度、修正箇所を明らかにして財務局長等に送付するものとする。
- ロ 財務局長等は、イにより工程表の送付を受けた場合においては、その写しを理財局長に送付するものとする。

② 基本設計に係る報告

- イ 整備部局は、基本設計に係る委託業者選定を行った場合には、委託業者が確定後、公告日、入札日及び契約日について、速やかに財務局長等に報告するものとする。なお、当該委託契約に係る契約書の写しを併せて送付するものとする。
- ロ 整備部局は、基本設計が完了したときには、速やかに基本設計後の配置図、平面図及び立面図とともに財務局長等に送付するものとする。

③ 実施設計に係る報告等

- イ 整備部局は、実施設計に係る委託業者選定を行った場合には、委託業者が確定後、公告日、入札日及び契約日について、速やかに財務局長等に報告するものとする。なお、当該委託契約に係る契約書の写しを併せて送付するものとする。
- ロ 整備部局は、実施設計が完了したときには、速やかに営繕計画書等に必要な修正を行い、実施設計後の配置図、平面図及び立面図とともに財務局長等に送付するものとする。

④ 建設工事に係る報告

- 整備部局は、建設工事に係る請負業者選定を行った場合には、請負業者が確定後、公告日、入札日及び契約日について、速やかに財務局長等に報告するものとする。なお、当該委託契約に係る契約書の写しを併せて送付するものとする。

(2) P F I 事業における進行管理

P F I 事業における進行管理に係る手続については、以下によることとする。

① 工程表の送付

- イ 要求部局は、特定国有財産整備計画によって国有財産を整備しようとする部局長は、特定国有財産整備計画が決定された旨の通知を受けたときには、速やかに工程表を作成し、財務局長等に送付するものとする。また、変更が生じた場合には、その都度、修正箇所を明らかにして財務局長等に送付するものとする。
- ロ 財務局長等は、イにより工程表の送付を受けた場合においては、その写しを理財局長に送付するものとする。

② P F I 導入可能性調査の結果報告

- イ 整備部局は、整備計画に基づき実施される P F I 事業に係る P F I 導入可能性調査を実施した場合においては、当該調査結果を速やかに財務局長等に報告するものとする。
- ロ 財務局長等は、イの報告を受けた場合においては、当該報告に係る資料の写し 1 部を作成し、速やかに理財局長に報告するものとする。

③ 実施方針の策定に係る報告

整備部局は、P F I 法第 5 条第 1 項の規定に基づき実施方針を定めた場合においては、当該方針を速やかに財務局長等に報告するものとする。

④ 特定事業の選定に係る報告

整備部局は、P F I 法第 6 条の規定に基づき特定事業の選定を行った場合においては、当該選定結果を速やかに財務局長等に報告するものとする。

⑤ 入札公告の実施に係る報告

整備部局は、P F I 法第 7 条第 1 項の規定に基づき④の特定事業を実施する民間事業者を公募するための入札公告を行った場合においては、当該公告の内容及び要求水準等を財務局等に報告するものとする。

⑥ 審査委員会による審査に係る報告

イ 整備部局は、P F I 法第 8 条第 1 項の規定に基づき民間事業者の選定を行うための審査委員会を設置し、当該委員会の審査が行われた場合においては、審査の最終結果を財務局長等に報告するものとする。

ロ 財務局長等は、イの報告を受けた場合においては、当該報告に係る資料の写し 1 部を作成し、速やかに理財局長に報告するものとする。

⑦ 基本協定及び事業契約の締結に係る資料の送付

整備部局は、P F I 事業を実施する民間事業者を選定し、落札者（特別目的会社（以下「S P C」という。）の出資予定者）と基本協定を締結した場合及びS P Cと事業契約を締結した場合においては、当該基本協定の写し及び事業契約書の写しを速やかに財務局長等へその旨を通知し、必要に応じて関係資料を送付するものとする。

⑧ 実施設計に係る報告

整備部局は、S P Cによる実施設計が完了したときには、速やかに営繕計画書等に必要な修正を行い、実施設計後の配置図、平面図及び立面図とともに財務局長等に送付するものとする。

9 取得すべき国有財産の取扱い

(1) 普通財産取扱規則の適用等

庁舎法第 6 条の規定により財務省又は国土交通省の部局長が特定国有財産整備計画の実施に伴って取得した国有財産を管理する場合においては、一般会計に属するものについては、規則の規定に従い、財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定に属するものについては規則の規定を準用する。

(2) 受渡証書案等の通知

特定国有財産整備計画により国有財産を取得する場合（取得すべき国有財産の一部のみで取得の目的に沿った使用が部分的に可能になる場合における、その一部の財産を含む。）においては、以下により財務局長等に通知をするものとする。

① 財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定において取得する場合

イ 国土交通省の部局長が自ら工事等を行う場合

庁舎法第 6 条の規定により国土交通省の部局長が自ら行う工事又は契約の相手方から受ける給付（以下「工事等」という。）が完了したときは、国有財産受渡証書の案を取得すべき国有財産の所在地を管轄する財務局長等にあらかじめ通知するものとする。

- 財務省以外の各省各庁の職員に支出負担行為事務を委任して取得する場合  
国有財産の取得が、会計法（昭和22年法律第35号）第13条の規定により、財務大臣が各省各庁所属の職員（ただし、財務局及び福岡財務支局職員を除く。以下9において同じ。）に支出負担行為事務を委任して行われる場合において、当該委任を受けた職員（以下、「支出負担行為担当官」という。）が、庁舎法第6条の規定により整備を行う財務局長等に取得した国有財産の引渡しをしようとするときは、様式12-1及び2の特定国有財産引渡通知書及び特定国有財産目録を送付するものとする。
- ② 一般会計において取得する場合
  - イ 国土交通省の部局長が自ら工事等を行う場合  
庁舎法第6条の規定により国土交通省の部局長が自ら行う工事等が完了したときは、様式13の取得財産完成通知書の案を取得すべき国有財産の所在地を管轄する財務局長等にあらかじめ通知するものとする。
  - 財務省以外の各省各庁の職員に支出負担行為事務を委任して取得する場合  
国有財産の取得が、支出負担行為担当官により行われる場合において、当該支出負担行為担当官は、工事等が完了したときは、取得財産完成通知書の案を庁舎法第6条の規定により整備を行う財務局長等にあらかじめ通知するものとする。
- (3) 現地調査等  
特定国有財産整備計画による取得すべき国有財産に関し、9の(2)により通知を受けた場合には、財務局長等は、当該財産の所管換、所属替又は引渡しの前に速やかに現地調査を行うものとする。なお、現地調査を行った際、6の(1)の②に定める割合を超える等の著しい差異があったときには、その旨を理財局長に報告しなければならない。
- (4) 取得すべき国有財産の所管換等
  - ① 財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定において取得した場合
    - イ 財務省又は国土交通省の部局長が自ら工事等を行った場合  
財務省又は国土交通省の部局長は、特定国有財産整備計画により取得した国有財産を当該財産の整備を要求した各省各庁の部局長に所管換又は所属替を行い、国有財産受渡証書を送付するものとする。その際、国土交通省の部局長は、国有財産受渡証書の写し2部を財務局長等に送付するものとする。
    - 財務省以外の各省各庁の職員に支出負担行為事務を委任して取得した場合  
支出負担行為担当官は、特定国有財産整備計画により取得した国有財産を、実地立会の上、庁舎法第6条の規定により整備を行うこととされた財務局長等に引渡しを行うものとする。この場合において、財務局長等が支出負担行為担当官から引渡しを受けた場合には、様式14の特定国有財産受領書を支出負担行為担当官に送付するものとする。その後、引渡しを受けた財務局長等は当該国有財産の整備を要求した各省各庁の部局長に所管換又は所属替を行い、国有財産受渡証書を送付するものとする。
  - ② 一般会計において取得した場合
    - イ 財務省又は国土交通省の部局長が自ら工事等を行った場合  
財務省又は国土交通省の部局長は、特定国有財産整備計画により取得した国有財産を当該財産の整備を要求した各省各庁の部局長に引渡しを行い、取得財産完成通知書を送付するものとする。その際、国土交通省の部局長は取得財産完成通知書の

写し2部を財務局長等に送付するものとする。

ロ 財務省以外の各省各庁の職員に支出負担行為事務を委任して取得した場合

支出負担行為担当官は、特定国有財産整備計画により取得した国有財産を当該財産の整備を要求した各省各庁の部局長に引渡しを行い、取得財産完成通知書を送付するものとする。その際、支出負担行為担当官は、取得財産完成通知書の写し2部を財務局長等に送付するものとする。

(5) 理財局長への通知

財務局長等は、9の(4)により国有財産受渡証書又は取得財産完成通知書を作成した場合においてはその写しを、国有財産受渡証書又は取得財産完成通知書の写しを受領した場合においてはその写し1部を、理財局長に送付するものとする。

10 在外公館関係施設に係る特例

在外公館関係施設については、1から9の規定によるほか以下の手続によるものとする。

(1) 計画策定関係事務

① 特定国有財産整備計画概要書等の提出

総括部局長は、理財局長から3の(1)の①の通知を受けた場合においては、概要書、必要な図面及び調査票を理財局長に2月15日までに提出するものとする。

② 概算評価額の算出

総括部局長は、処分すべき国有財産について、当該財産の所在地を管轄する外務省所管国有財産部局長である在外公館の長（「部局長」という。以下10において同じ。）に、民間精通者2者から鑑定評価額を求めさせ、3月31日までに鑑定評価書の写しその他参考資料を理財局長に提出するものとする。

③ 総括部局長は、特定国有財産整備計画策定後、計画を変更する必要が生じた場合においては、直ちに変更箇所及び変更理由を明らかにした資料を作成し理財局長に送付するとともに、計画の変更を求めるものとする。ただし、6の(2)に該当する場合においては、令第5条第5項の規定に基づき、あらかじめ計画変更を求めることを要しない。

(2) 処分関係事務

① 処分すべき国有財産の所管換、使用承認申請等

部局長は、特定国有財産整備計画に計上された処分すべき国有財産の用途を廃止した上、所管換財産受渡証書又は引継引受財産受渡証書を作成し、理財局長に所管換又は引継ぎをするものとする。

(注) 所管換又は引継ぎの時期については、理財局長と部局長との協議により定める。

なお、この場合において、所管換又は引継ぎすべき国有財産が占使用又は不法占拠されている場合には、あらかじめ原状回復その他の措置を講ずるものとする。

また、所管換又は引継ぎすべき国有財産を部局長が引き続き使用しようとするときは、当該所管換又は引継ぎに併せて理財局長に対し使用承認の申請をするものとする。

② 売払契約等

イ 契約担当官は、理財局長の売払いの決議に従い売払契約の締結を行うものとする。

なお、売払いを一般競争入札に付して行う場合においては、理財局長は契約担当

官に対し入札及び処分の条件等を示して入札の実行を指示する。契約担当官は、入札を実行した結果、落札者のある場合においては、契約を締結するものとし、落札者が不在の場合においては、その旨を理財局長に報告するものとする。

ロ 契約担当官は、売払契約締結後、代金が納入された場合において、所有権移転登記を行うものとする。

また、移転登記を了した場合、契約担当官は、関係書類を添付してその旨を理財局長に報告するものとする。

③ 契約担当官は、前記の事務処理等に関する報告書を理財局長に提出する場合においては、その写しを外務省大臣官房会計課長宛送付するものとする。

(3) 取得関係事務（所管換等）

契約担当官は、特定国有財産整備計画により国有財産を取得したときには、取得財産完成通知書を作成し、これに併せ、土地については案内図及び実測図を、建物については案内図、配置図及び取得すべき建物についての平面図を送付するものとする。

(4) その他の事項

(2)の①及び(3)による所管換又は引継ぎを行うに当たっては、原則として実地立会の上、処理するものとする。

## 11 宿舎関係の手続

(1) 特定国有財産整備計画が国家公務員宿舎法（昭和24年法律第117号。以下「宿舎法」という。）第2条第3号に規定する宿舎（以下「宿舎」という。）に係るものである場合又は当該計画に宿舎が含まれている場合においては、特定国有財産整備計画要求書をもって国家公務員宿舎法施行令（昭和33年政令第341号）第6条に規定する宿舎設置に関する要求についての書類とみなすものとする。

(2) 財務大臣が5の(1)により特定国有財産整備計画を決定した旨関係各省各庁の長に通知した場合には、宿舎法第8条の2第2項の規定に基づく宿舎設置計画の決定の通知があったものとみなすものとする。

(3) 宿舎は、7により処分すべき国有財産として財務局長等に所管換、所属替又は引継ぎされた場合においても、部局長が使用承認を受けて職員の住居の用に供している間は、宿舎法第2条第3号に規定する宿舎とし、当該宿舎に係る使用料の算定基準、徴収機関及び歳入科目については、従前の例により取り扱うものとする。

## 12 米軍提供財産関係の手続

財務省所管一般会計所属普通財産を米軍に使用させる提供財産の整備を行う場合においては、当該整備要求書等の提出は普通財産の管理処分大臣としての財務大臣が行うこととなることから、3の(2)の整備計画要求概要書並びに概算評価依頼書及び4の整備計画要求書を提出する場合の事務手続については、別紙によることとする。

## 13 建築交換方式による場合の処理

(1) 総括部局長は、特定国有財産整備計画に基づく事業を、「建築交換事務取扱要領について」通達（昭和39年12月21日付蔵国有第1366号）の別添「建築交換実施要領について」の別紙「建築交換実施要領」（以下「建築交換通達別紙」という。）の第3の2に規定す

る特別枠予算方式による建築交換の方式により実施する場合には、この要領によるほか、建築交換通達別紙の第2（建築交換をすることができる場合）、第3の2（用途指定等の処理）、第3の3（用途指定等の具体的取扱い）、第5（特別枠予算方式による建築交換）の6及び7並びに第6（交換財産の評価）の規定を準用するものとする。この場合において、第5の6中「取得の協議が調ったとき」とあるのは、「特定国有財産整備計画が決定された旨の通知を受けたとき」と読み替えるものとする。

- (2) 総括部局長は、特定国有財産整備計画の実施による国有財産の取得及び処分を、建築交換方式により実施する場合には、受財産の評価についても財務局長等が行うものであるから、部局長に評価を依頼させるものとする。
- (3) 財務局長等は、特定国有財産整備計画に基づく事業を、特別枠予算方式による建築交換方式により実施する場合には、この要領によるほか、建築交換通達別紙の第5（交換財産の評価）、第6（建築交換契約）及び第7（建築交換事務の処理）の規定を準用するものとする。

#### 14 取扱要領の特例

- (1) 各省各庁の長は、特定国有財産整備計画の策定及び実施に当たって、この要領により難しい特別の事情がある場合には、財務大臣との協議により、特別の定めをすることができる。
- (2) 財務局長等は、特定国有財産整備計画の策定及び実施に当たって、この要領により難しい特別の事情がある場合には、理財局長に報告し、個別に指示を求めるものとする。

合同庁舎整備予定事案調書

合同庁舎名 所在地 (最寄り駅)		整備地区		都道府県名		対象市区町村名			
		( 線 駅から 約 km)							
区分	土地	取得方法	<input type="checkbox"/> 購入(有償所管換含む) <input type="checkbox"/> 現有地使用 <input type="checkbox"/> その他( )					取得の見通し	
		数量	m <sup>2</sup>	価格	( 千円/円) ※国有の場合、台帳価格				
		都市計画等	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域 <input type="checkbox"/> 都市計画区域外					埋蔵文化財の状況	周知の埋蔵文化財包蔵地の指定区域内 <input type="checkbox"/> 該当(試掘調査 <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済) <input type="checkbox"/> 非該当
			用途地域	建ぺい率 %、容積率 %				土壌汚染の状況	<input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 調査未済(予算措置状況( ))、調査完了に要する期間( )
	その他法令上の制限 <input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 無 都市計画事業等 <input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 無 道路の状況等( )					備考 (特記事項)			
	建物	構造階層	規模	棟 延		地震防災機能上の位置付け	既存庁舎等の耐震性能水準(耐震診断の結果)	最も低い水準[評価値] ( <input type="checkbox"/> G I (GIS<0.5) <input type="checkbox"/> G II (0.5≤GIS<1.0) <input type="checkbox"/> G III (1.0≤GIS<(基準)	
		土地利用度	(実行建ぺい率 %、容積率 %) (法定容積率に対する土地の利用割合 %)		入居官署の果たす防災上の役割(耐震安全性の分類)		<input type="checkbox"/> I類(1.5以上) <input type="checkbox"/> II類(1.25以上) <input type="checkbox"/> III類(1.0以上)		
		取得見込額	千円		備考 (特記事項)			既存庁舎等が耐震性不足となっている官署の割合(面積ベース)	$\frac{\text{耐震性不足総面積}}{\text{入居予定官署総延面積}} \frac{\text{m}^2}{\text{m}^2}$ ( ) %

(注) 位置図・案内図(現況図)を添付すること。

入居予定官署名	耐震安全性の分類	現有庁舎等の概況														特記事項 (改修計画、単独整備の予定、仮庁舎の要否、機構統廃合等)
		口座名 (所在地)	土地				建物									
国有借受の別	会計区分		数量(m <sup>2</sup> )	台帳価格(千円)	処理方針	国有借受の別	会計区分	建築年月	構造階層	延面積(主な建物面積)(m <sup>2</sup> )	耐震診断評価値	既存適格(適・不適)	使用調整の有無			
	I・II・III													適・不適	有・無	
	I・II・III													適・不適	有・無	
	I・II・III													適・不適	有・無	
	I・II・III													適・不適	有・無	
	I・II・III													適・不適	有・無	
	I・II・III													適・不適	有・無	
	I・II・III													適・不適	有・無	
計 官署														不適割合( ) %		

(注1) 土地数量、耐震診断評価値は、小数点第2位まで記載すること。なお、それ以外の掲載数値を含め単位未満は四捨五入すること。  
 (注2) 延面積は、主な建物に係る面積を記載すること。なお、2以上の官署が使用する庁舎施設については、専用面積を記載すること。

地方整備局等との調整状況	入居予定官署との調整状況
財務局総合意見	



No.	処分すべき国有財産										問 題 点 等
	所在地 (口座名)	区分	数量等 構造・規模 規格・戸数 m <sup>2</sup> (戸)	処分見込額 千円	都市計画 (用途地域) 建ぺい率/容積率	境界・測量 の状況	土壌汚染 の状況	アスベスト等 建物・工作物 の汚染の状況	埋蔵文化財 の状況	意見照会対象財産 の有無	

(備考) 本調書には、位置図、案内図及び配置図を添付すること。

(作成要領)

本調書は、事案ごとに別葉とする。

なお、庁舎に付随した職員宿舎については、庁舎事案と一体で取り扱うこととし、「整備理由及び問題点等」欄にその旨を記載すること。

#### 1. 処分すべき国有財産

- (1) 処分見込額は、土地については相続税評価額を算定の上、記載することとし、建物については存置にて処分する予定の場合は、本調書提出時点の台帳価格、解体を行う予定の場合は、解体費用（▲表示とすること。）を記載する。
- (2) 「都市計画」欄は、市街化区域、市街化調整区域の別、用途地域及び地区等の内容、建築基準法の規定に基づき定められている建ぺい率及び容積率をそれぞれ記載する。
- (3) 「境界・測量の状況」、「土壌汚染の状況」、「アスベスト等建物・工作物の汚染の状況」及び「埋蔵文化財の状況」の各欄については、本調書提出時点の状況を記載する。
- (4) 「意見照会対象財産の有無」の欄については、本調書提出時点において、施設所管省庁等及び内閣府への意見照会の必要性の有無を記載する。

#### 2. 問題点等

- (1) 処分すべき国有財産に係る処分見込みを詳細に記載する。
- (2) 処分すべき国有財産に意見照会対象財産が含まれる場合には、対象財産から重要施設の外周（区域図に記載のある施設外周）までのおおよその直線距離及び位置関係が分かる図面、その他管理処分の方針の判断に当たって参考となる資料を添付する。

不 用 見 込 庁 舎 等 報 告 書

庁舎等の（全体）概況						左のうち不用となることが見込まれる庁舎等の概況																	
整理 番号	省庁名	管理部局 名	口座名	所在地 (不動産登記表示)	都市計画等 (用途地域)	土地		所管財産実態監査		不用と なる事 由区分	用途 廃止 (予定) 年度	用途廃止 に必要な 措置	土 地			建 物				その他 (工作物・立木竹)	計	特記事項	
						数量 (㎡)	台帳価格 (千円)	判定・分類	処理 年度				財産 区分	数量 (㎡)	台帳価格 (千円)	財産 区分	建築 年次	構造 階数	延面積 (㎡)	台帳価格 (千円)	台帳価格 (千円)		台帳価格 (千円)

- 作成要領
- 1 本表は、財務局管内において不用となることが見込まれる庁舎等で、翌年度以降の3号事案の処分すべき財産となるものについて記載する。
  - 2 所管財産実態監査：行政財産（土地）の使用状況実態監査結果公表における対象財産の判定等について記載する。
  - 3 不用となる事由区分：次のとおり区分する。  
A：機能統合（廃止を含む。） B：別地に移転（D・Eを除く。） C：敷地の一部を処分 D：合同庁舎整備に伴う庁舎等使用調整 E：合同庁舎整備により生ずる跡地
  - 4 用途廃止に必要な措置：土地の引継ぎに当たって必要と考えられる建物等解体、境界確定、土壌汚染、埋蔵文化財等への対策等について簡記する。
  - 5 財産区分：土地、建物について、国有（一般会計、特別会計）、民公有財産の所属別を記載する。
  - 6 建築年次：主な建物に係る建築年次を記載する。
  - 7 構造階数：主要構造材の材種により、次のとおり区分する。  
W：木材 S：鉄骨材 RC：鉄筋、鉄骨コンクリート B：石材、コンクリートブロック、れんが、その他
  - 8 土地・建物に係る数量については少数点第2位まで記載する。なお、それ以外を含め掲載数値の単位未満は四捨五入する。
  - 9 特記事項：財産沿革等を踏まえ、処分の際留意すべき事項等について記載する（例：S.O.O 地公体より寄附受）

特定国有財産整備計画予定事案調書

省庁名（部局名）

No.	事案名 (計画年度)	取得すべき国有財産					処分すべき国有財産										整備理由及び問題点等
		所在地 (口座名)	区分	取得の 方法	数量等 構造・規模 規格・戸数 ㎡(戸)	取得見込額 千円	所在地 (口座名)	区分	数量等 構造・規模 規格・戸数 ㎡(戸)	処分見込額 千円	都市計画 (用途地域) 建ぺい率/容積率	境界・測量 の状況	土壌汚染 の状況	アスベスト等 建物・工作物 の汚染の状況	埋蔵文化財 の状況	意見照会対象財産 の有無	

(備考) 本調書には、位置図、案内図及び配置図を添付すること。

(作成要領)

本調書は、事案ごとに別葉とする。

なお、庁舎に付随した職員宿舎については、庁舎事案と一体で取り扱うこととし、「整備理由及び問題点等」欄にその旨を記載すること。

#### 1. 計画年度

整備に複数年度を要するものについては、その期間を（例：（22～24））と記載する。

#### 2. 取得すべき国有財産

土地の取得を伴わず、現有敷地を使用する場合、「区分」欄の土地は（ ）書とし、「数量等」欄には現有敷地の全体面積を記載し、使用する部分の面積を（ ）書で記載する。

#### 3. 処分すべき国有財産

- (1) 処分見込額は、土地については相続税評価額を算定の上、記載することとし、建物については存置にて処分する予定の場合は、本調書提出時点の台帳価格、解体を行う予定の場合は、解体費用（▲表示とすること。）を記載する。
- (2) 「都市計画」欄は、市街化区域、市街化調整区域の別、用途地域及び地区等の内容、建築基準法の規定に基づき定められている建ぺい率及び容積率をそれぞれ記載する。
- (3) 「境界・測量の状況」、「土壌汚染の状況」、「アスベスト等建物・工作物の汚染の状況」及び「埋蔵文化財の状況」の各欄については、本調書提出時点の状況を記載する。
- (4) 「意見照会対象財産の有無」の欄については、本調書提出時点において、施設所管省庁等及び内閣府への意見照会の必要性の有無を記載する。

#### 4. 整備理由及び問題点等

- (1) 取得すべき国有財産に係る整備の必要性及び機能代替性を記載するとともに、処分すべき国有財産に係る処分見込みを詳細に記載する。
- (2) 取得すべき国有財産に土地が含まれない場合には、使用すべき土地の現況、その使用の根拠等に関する事項及び使用しようとする官署又は部局に所属しない土地にあつては当該土地に関する今後の処理方針を記載する。
- (3) 合同庁舎事案については、入居予定官署も記載する。
- (4) 処分すべき国有財産に意見照会対象財産が含まれる場合には、対象財産から重要施設の外周（区域図に記載のある施設外周）までのおおよその直線距離及び位置関係が分かる図面、その他管理処分の方針の判断に当たって参考となる資料を添付する。

様式4

整備計画要求概要書		年度	省庁名		部局名			
特計整備 画備 国に 有よ す財 りる 産施 理設 備を 由	名称			所在				
	区分	構造	数量	取得の 見込額	取得の 方法	取得の 時期		
	土地		m <sup>2</sup>	千円				
	建物		棟 延 m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>					
	その他							
	PFI割賦金利（概算）							
	PFIその他経費（概算）							
	施設施工庁費（概算）							
	施設施工旅費（概算）							
	計							
	使用する 官署の 名称				用途			
処分すべき 国有財産	口座名			所在				
	区分	構造	取得 年度	数量	台帳価格	処分の見込額	処分の 方法	処分の 時期
	土地			m <sup>2</sup>	円	千円		
	建物			棟 延 m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>				
	その他							
	計							
	現在使用している 官署の名称				使用の現況			
	処分の相手方				処分の相手方 の用途			
	その他 のとき な事 参る 項							

記載上の注意

- 1 国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法施行細則（昭和32年大蔵省令第51号）第4条に規定する第二号様式の記載内容・方法に準じて、評価依頼の時点で判明している限りにおいて記載するものとする。
- 2 「PFI割賦金利」、「PFIその他経費」、「施設施工庁費」及び「施設施工旅費」の各欄については、同種・同程度の規模の整備実績等を参考に概算で記載する。
- 3 「その他参考となるべき事項」欄には、「処分すべき主要建物の保安度」、「現有建物の職員（収容施設にあっては収容人員）1人当たりの面積」及び「移転予定地について建築基準法上の建築制限の有無及びその内容」を記載するものとする。

処分すべき国有財産調査票

作成年月日：

省庁名		部局名				
事案名		計画番号	—			
所管換等の時期	令和 年 月	整備年度	～			
口 座 名						
所 在 地						
数量及び台帳価格	土地	m <sup>2</sup>	円	樹木	本	円
	建物(建/延)	m <sup>2</sup>	円	立木	m <sup>3</sup>	円
	工作物		円	竹	束	円
各省各庁所管財産実態監査	分類及び判定：		処理予定年度：			
関係資料	□位置図 □案内図 □公図写 □国有財産台帳付属図面（建物等基礎の資料を含む。）					
現有敷地の沿革	年 月（ ）					
都市計画等	□市街化区域 □市街化調整区域 □都市計画区域外					
	用途地域		建ぺい率：	%	容積率：	%
	その他法令上の制限	□有（ ）	□無			
	都市計画事業等	□有（ ）	□無			
	(土地区画整理事業等の場合：仮換地指定等 □有 □無)					
進捗状況	境界確定協議	□済（ 年 月） □未済（隣接地権者数： 人、うち協議済： 人） 未済の場合（予算措置： 年度予算、処理完了時期： 年 月）				
	測量	□済（ 年 月） □未済（予算措置： 年度予算、処理完了時期： 年 月）				
	登記変更等の要否	□要（ ） □否				
	建物等解体	□不要 □済 □処分見込額より控除(控除額： 百万円) □未済（予算措置： 年度予算、処理完了時期： 年 月）				
	地下埋設物の状況	□有（埋設位置は別図のとおり） □無 □調査未済（予算措置： 年度予算、調査完了時期： 年 月）				
	土壌汚染の状況	□有（ ） □無 □調査未済（予算措置： 年度予算、調査完了時期： 年 月）				
	アスベスト等建物・工作物汚染の状況	□有(除去、封じ込め等対策 □済 □未済) □調査未済（予算措置： 年度予算、調査完了時期： 年 月）				
	埋蔵文化財の状況	周知の埋蔵文化財包蔵地の指定 □有（試掘調査 □済 □未済） □無 試掘調査の結果（ ）				
その他 ( )	□不要 □済 □未済（ ）					
取得要望の有無	□有（取得要望相手方名： 、取得要望時期： 年 月、 用途： ） □無					
財務局等意見 (所管換等の問題点)						
その他参考事項						

## 機 構 定 員 表

官署名	地方××局							計
組織区分		職階区分						
部局名	課室名	局長級	部・次長級	課長級	補佐級	係長級	一般級	
総務部	総務課	1	2	1	2	4	4	14
	会計課			1	3	6	6	16
	××室			1	5	8	8	22
××部	××課		2	1	4	7	7	21
	××課			1	3	5	5	14
	××室			1	4	6	6	17
××第一部	××課		2	1	3	7	7	20
	××課			1	4	6	6	17
	××室			1	3	5	5	14
××第二部	××課		2	1	4	7	7	21
	××課			1	5	9	9	24
	××室			1	3	6	6	16
合計		1	8	12	43	76	76	216

(作成要領)

1. 「組織区分」欄は、課室単位までとする。
2. 「職階区分」欄は、国土交通省が定める新営一般庁舎面積積算基準によるものとする。



## 売却予定表

所管換等の時期	年 月	審 議 会 付 議	□要 ( 年 月) □否
価 格 変 動 率	年率 %	物 件 調 書 発 注	□要 ( 年 月) □否
		処 分 予 定 時 期	年 月

年 月 日	各省庁の措置状況	財務局等の意見
		<input type="checkbox"/> 所管換等完了 ( 年 月 日)

特定国有財産整備計画要求審査調書（総括表）

事案名					省庁名		部局名		
整備理由	老朽・狹隘・都市計画・移転要請・譲渡要請・環境不適・有効利用化・統廃合・合同化・その他（ ）								
取得すべき国有財産					処分すべき国有財産				
口座数	件				口座数	件			
	構造等	数量（㎡）	見込価額（千円）			数量（㎡）	台帳価格（円）	見込価額（千円）	
土地			土地購入費	A	土地				
建物等 計棟 (うち宿舎棟)		建 延	建物工事費又は建設費相当額	B	建物	建 延			
			割賦金利 (PFI事案のみ)	C					
			その他経費 (PFI事案のみ)	D					
			施設施工庁費	E					
			施設施工旅費	F					
			A + B + C + D + E + F の合計				その他		
計					計			G	
取得時期	土地：令和 年度				処分時期	令和 年度			
	建物等：令和 年度～令和 年度								
宿舎の構造、規格及び戸数	-	:	型棟	戸	宿舎の構造、規格及び戸数	-	:	型棟	戸
	-	:	型棟	戸		-	:	型棟	戸
	計		棟	戸		計		棟	戸
収支率等	① 直轄工事事案の（項）整備費見込価額： A + B + E + F = H				千円（H）				
	PFI事案の（項）整備費見込価額： A + B + C + D + E + F = H				千円（H）				
					∴過不足額（G - H）				千円
					∴過不足額（G - H）				千円
② 収支率： (G / H) × 100								%	
問題点	整備の必要性・緊要性・機能代替性・処分の確実性・財源措置・位置環境・その他（ ）								

（注） 1. PFI事案の金利相当額は、土地購入費、施設施工庁費及び施設施工旅費に係るものを計上する。

2. 収支率等欄の②の「収支率」は、小数点第2位を四捨五入の上、小数点第1位までを記入する。

3. 整備理由欄及び問題点欄は、該当するものに○を付し、その内容を簡潔に記入する。

特定国有財産整備計画要求審査調書（取得表）

事 案 名		財務(支)局	
取得すべき国有財産 (No. / )		取得すべき国有財産 (No. / )	
口 座 名		口 座 名	
所 在 地 (最寄駅)	( 線 駅から へ 約 km)	所 在 地 (最寄駅)	( 線 駅から へ 約 km)
土 地	取 得 方 法 : 購入・現有地使用・その他 ( )	土 地	取 得 方 法 : 購入・現有地使用・その他 ( )
	数 量 : m <sup>2</sup>		数 量 : m <sup>2</sup>
	価 格 ( A ) : 千円/m <sup>2</sup> = 千円		価 格 ( A ) : 千円/m <sup>2</sup> = 千円
	購 入 相 手 方 :		購 入 相 手 方 :
	購 入 時 期 : 令和 年 月		購 入 時 期 : 令和 年 月
建 物 等	構 造 等 : 計 棟	建 物 等	構 造 等 : 計 棟
	数 量 : _____ m <sup>2</sup>		数 量 : _____ m <sup>2</sup>
	(実行建ぺい率 %、容積率 %)		(実行建ぺい率 %、容積率 %)
	(法定容積率に対する土地の利用率 %)		(法定容積率に対する土地の利用率 %)
	価 格 ( C ) : 千円 (消費税を含む)		価 格 ( C ) : 千円 (消費税を含む)
	工 事 期 間 : 令和 年度 ~ 令和 年度		工 事 期 間 : 令和 年度 ~ 令和 年度
	割 賦 金 利 ( E ) (PFI 事業のみ) : 千円 (消費税を含む)		割 賦 金 利 ( E ) (PFI 事業のみ) : 千円 (消費税を含む)
	そ の 他 経 費 ( F ) (PFI 事業のみ) : 千円 (消費税を含む)		そ の 他 経 費 ( F ) (PFI 事業のみ) : 千円 (消費税を含む)
	[ 宿 舎 が あ る 場 合 ]		[ 宿 舎 が あ る 場 合 ]
	- ・ 型 棟 戸		- ・ 型 棟 戸
	- ・ 型 棟 戸		- ・ 型 棟 戸
施 工 庁 費 ( G ) : 千円 (消費税を含む)	施 工 庁 費 ( G ) : 千円 (消費税を含む)	施 工 旅 費 ( H ) : 千円 (消費税を含む)	施 工 旅 費 ( H ) : 千円 (消費税を含む)
定 員	人 (収容者等 人)	定 員	人 (収容者等 人)
都 市 計 画	用途地域 : その他 : (法定建ぺい率 %、容積率 %)	都 市 計 画	用途地域 : その他 : (法定建ぺい率 %、容積率 %)
立 地 条 件		立 地 条 件	
使 用 調 整	合同庁舎計画の有無 : 未利用国有地の有無 :	使 用 調 整	合同庁舎計画の有無 : 未利用国有地の有無 :
取 得 財 産 の 規 模		取 得 財 産 の 規 模	
そ の 他		そ の 他	

(注) 定員欄は、供用開始時における定員(見込)を記入する。

特定国有財産整備計画要求審査調書（処分表）

事 案 名		財務(支)局					
処分すべき国有財産 (No. / )				処分すべき国有財産 (No. / )			
口 座 名				口 座 名			
所 在 地 (最寄駅)	線 駅から 方面へ約 km			所 在 地 (最寄駅)	線 駅から 方面へ約 km		
	数量 (㎡)	台帳価格 (円)	概算評価額 (千円)		数量 (㎡)	台帳価格 (円)	概算評価額 (千円)
土 地				土 地			
建 物	_____			建 物	_____		
そ の 他				そ の 他			
計				計			
地 価 変 動 率		▲ %/年		地 価 変 動 率		▲ %/年	
現 有 敷 地 等	取得： 年度			現 有 敷 地 等	取得： 年度		
現 有 建 物 等	構造： 計 棟 (建築 年度) 定員： 人 (収容者等： 人) 現員： 人 (収容者等： 人) 建ぺい率： % 容積率： %			現 有 建 物 等	構造： 計 棟 (建築 年度) 定員： 人 (収容者等： 人) 現員： 人 (収容者等： 人) 建ぺい率： % 容積率： %		
宿 舎 の 構 造、 規 格 及 び 戸 数	— ・ 型 棟 戸 — ・ 型 棟 戸			宿 舎 の 構 造、 規 格 及 び 戸 数	— ・ 型 棟 戸 — ・ 型 棟 戸		
都 市 計 画				都 市 計 画			
境 界 ・ 測 量 の 状 況				境 界 ・ 測 量 の 状 況			
土 壌 汚 染 の 状 況				土 壌 汚 染 の 状 況			
ア ス ベ ス ト 等 建 物 ・ 工 作 物 の 汚 染 の 状 況				ア ス ベ ス ト 等 建 物 ・ 工 作 物 の 汚 染 の 状 況			
埋 蔵 文 化 財 の 状 況				埋 蔵 文 化 財 の 状 況			
そ の 他				そ の 他			
処 分 時 期	年度			処 分 時 期	年度		
処 分 相 手 方 及 び 利 用 計 画	相手方： 利用計画：			処 分 相 手 方 及 び 利 用 計 画	相手方： 利用計画：		
処 分 見 込 価 額	処分までの年数 (n) = 年 (3年未満の場合は「3年」) I = (概算評価額) × (1 + 地価変動率/100) <sup>n</sup> × (有償率) — (建物解体費・伐採費・土壌汚染処理費等) 千円 I = 千円			処 分 見 込 価 額	処分までの年数 (n) = 年 (3年未満の場合は「3年」) I = (概算評価額) × (1 + 地価変動率/100) <sup>n</sup> × (有償率) — (建物解体費・伐採費・土壌汚染処理費等) 千円 I = 千円		
都 市 計 画 等 都 事 業	区 分： 事業決定： 施行年度：			都 市 計 画 等 都 事 業	区 分： 事業決定： 施行年度：		
所 管 財 産 実 態 監 査	判定分類： 処理計画：			所 管 財 産 実 態 監 査	判定分類： 処理計画：		
移 転 ・ 譲 渡 要 請				移 転 ・ 譲 渡 要 請			

- (注) 1. 地価変動率の算出に当たっては、選定基準によること。  
 2. 現有施設の取得年度については、主な施設の取得年度を記入すること。  
 3. 「現有敷地の沿革等」欄については、特記すべき事項(寄附財産等)がある場合は具体的に記入すること。  
 4. 「都市計画」欄から「その他」欄までは、処分すべき国有財産調査票における特記すべき事項を記入すること。  
 5. 入札予定の場合、処分相手方に「入札」と記入すること。  
 6. 「処分見込価額」欄の「n」を累乗して算出する率は、小数点第3位(小数点第4位を四捨五入)まで求めること。

## 施設施工旅費内訳

事案名											
年度	出発地		到着地		等級	行程	金額 (円)	人数	回数	合計 (円)	用務内容
	官署名等	所在地	官署名等	所在地							
小 計							年度全体額 (A)				
							他会計負担按分額 (B)				
							差引 (A-B)				
小 計							年度全体額 (A)				
							他会計負担按分額 (B)				
							差引 (A-B)				
小 計							年度全体額 (A)				
							他会計負担按分額 (B)				
							差引 (A-B)				
差 引 合 計											

- (注) 1. 出発地及び到着地欄における所在地は、市町村名まで記入すること。  
 2. 等級欄は、行政職(一)における「7級以上」、「3～6級」又は「2級以下」に区分して記入すること。  
 3. 行程欄には、「日帰り」又は「○泊○日」と記入すること。  
 4. 用務内容は、簡潔に記入すること。

様式9-2 年割表

〇〇庁舎(宿舍) 設計監理料

項目	年度	年度	年度	年度	年度	年度	合計
設計料 〇〇国債(単歳)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
監理料 〇〇国債(単歳)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
合計	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
備考							

- (注) 1. 上段にはカッコ書きで消費税抜額を、下段には消費税込額を記載すること。  
 2. 表には事業開始年度より事業最終年度まで記載すること。

様式9-3 年割表

〇〇庁舎(宿舍) 一般庁費(附帯事務費)

項目	年度	年度	年度	年度	年度	年度	合計
一般庁費 (附帯事務費)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
合計	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
備考							

- (注) 1. 上段にはカッコ書きで消費税抜額を、下段には消費税込額を記載すること。  
 2. 表には事業開始年度より事業最終年度まで記載すること。

様式9-4 年割表

〇〇庁舎(宿舎) PFIアドバイザー等業務経費

項目	年度	年度	年度	年度	年度	年度	合計
〇〇国債(単歳)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
合計	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
備考							

- (注) 1. 上段にはカッコ書きで消費税抜額を、下段には消費税込額を記載すること。  
 2. 表には事業開始年度より事業最終年度まで記載すること。



特定国有財産整備計画要求事案収支率算定表（総括表）

事案名				省庁名		部局名			
所在地									
取得すべき国有財産				処分すべき国有財産					
構造等	数量 (㎡)	見込価額 (千円)			数量 (㎡)	台帳価格 (円)	見込価額 (千円)		
土地		土地購入費	A	土地					
建物等 計棟 (うち宿舎棟)	建 延 ㎡ ㎡	建物工事費又は建設費相当額	B	建物	建 延 ㎡ ㎡				
		割賦金利 (PFI事案のみ)	C						
		その他経費 (PFI事案のみ)	D						
		施設施工庁費	E	その他					
		施設施工旅費	F						
				A+B+C+D+E+Fの合計					
計				計			G		
取得時期	土地 : 年度			処分時期	年度				
	建物等 : 年度 ~ 年度								
宿舎の構造、規格及び戸数	-	型	棟	戸	宿舎の構造、規格及び戸数	-	型	棟	戸
	-	型	棟	戸		-	型	棟	戸
	計		棟	戸		計		棟	戸
収支率等	① 直轄工事事案の(項)整備費見込価額: A+B+E+F=H				千円 (H)				
	PFI事案の(項)整備費見込価額: A+B+C+D+E+F=H				千円 (H)				
					∴過不足額 (G-H) 千円				
					∴過不足額 (G-H) 千円				
② 収支率: (G/H) × 100				%					

(注) 1. PFI事案の金利相当額は、施設施工庁費及び施設施工旅費に係るものを計上する。  
 2. 収支率等欄の②の「収支率」は、小数点第2位を四捨五入の上、小数点第1位までを記入する。

特定国有財産整備計画要求事案収支率算定表（取得表）

省 庁 名		部 局 名				
事 案 名				所 在 地		
土 地	取 得 方 法	購入・現有地使用・その他（ ）		建 物 等	構 造 等	計 棟
	数 量	㎡			数 量	建 ————— ㎡ 延
	価 格（A）	千円/㎡= 千円			価 格（B）	千円（消費税を含む）
	購 入 時 期	年 月			工 事 期 間	年度 ~ 年度
施 工 庁 費（E）		千円（消費税を含む）			割 賦 金 利（C） （PFI事案のみ）	千円（消費税を含む）
施 工 旅 費（F）		千円（消費税を含む）			そ の 他 経 費（D） （PFI事案のみ）	千円（消費税を含む）

（注）PFI事案の金利相当額は、施設施工庁費及び施設施工旅費に係るものを計上する。

特定国有財産整備計画要求事案収支率算定表（処分表）

事 案 名				省庁名				部局名			
処分すべき国有財産 (No. / )				処分すべき国有財産 (No. / )							
口 座 名				口 座 名							
所 在 地				所 在 地							
	数量 (㎡)	台帳価格 (円)	概算評価額 (千円)		数量 (㎡)	台帳価格 (円)	概算評価額 (千円)				
土 地				土 地							
建 物	_____			建 物	_____						
そ の 他				そ の 他							
計				計							
現有敷地の沿革等	取得事由		取得年度	年度	現有敷地の沿革等	取得事由		取得年度	年度		
	特記事項					特記事項					
処分予定時期	年度			処分予定時期	年度						
地 価 変 動 率	▲ %/年			地 価 変 動 率	▲ %/年						
現 有 建 物 等 の 沿 革	構造 :	計	棟	(建築	年度)	現 有 建 物 等 の 沿 革	構造 :	計	棟	(建築	年度)
宿 舎 の 構 造、 規 格 及 び 戸 数	—	・	型	棟	戸	宿 舎 の 構 造、 規 格 及 び 戸 数	—	・	型	棟	戸
	—	・	型	棟	戸		—	・	型	棟	戸
処 分 見 込 価 額	処分までの年数 (n) = 年 (3年未満の場合は「3年」)				処 分 見 込 価 額	処分までの年数 (n) = 年 (3年未満の場合は「3年」)					
	I = (概算評価額) × (1 + 地価変動率/100) <sup>n</sup> × (有償率)					I = (概算評価額) × (1 + 地価変動率/100) <sup>n</sup> × (有償率)					
	— (建物解体費・伐採費・土壌汚染処理費等) 千円					— (建物解体費・伐採費・土壌汚染処理費等) 千円					
	I =			千円		I =			千円		

- (注) 1. 地価変動率の算出に当たっては、選定基準によること。  
 2. 現有施設の取得年度については、主な施設の取得年度を記入すること。  
 3. 現有敷地の沿革等欄については、特記すべき事項（寄附財産等）がある場合は具体的に記入すること。  
 4. 処分見込価額欄の「n」を累乗して算出する率は、小数点第3位（小数点第4位を四捨五入）まで求めること。

# 工 程 表

(令和 年度)

(事案名: )

項 目	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月	
	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20
用地購入																								
解体工事																								
土質等調査工事																								
設計委託 (基本設計)																								
設計委託 (実施設計)																								
新築工事																								
新築工事監理委託																								

(令和 年度)

項 目	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月	
	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20
解体工事																								
土質等調査工事																								
設計委託 (基本設計)																								
設計委託 (実施設計)																								
新築工事																								
新築工事監理委託																								

(令和 年度)

項 目	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月	
	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20
新築工事																								
新築工事監理委託																								

作成要領

1. 取得すべき国有財産の口座ごとに別葉とする。
2. 項目は必要に応じて加除修正することとし、各項目ごとに実施等する月の上旬・中旬・下旬のいずれかに「入札」、「契約」、「完成（購入又は完了）」と記載する。
3. 新築工事の項目については、「基礎工事」、「躯体工事」、「仕上げ工事」の期間についても記載する。
4. 整備最終年度においては、移転する時期を明示する。

様式12-1

第 令和 年 月 日  
令和 年 月 日

〇〇財務局長 殿  
(特定国有財産部局長)

〇〇省 〇〇所属  
支出負担行為担当官 氏 名

特定国有財産引渡通知書

( 事 案 名 ) { 〇〇  
工事 } を別紙のとおり { 購入  
完成 } したので、令和 年 月 日

付をもって引渡しをしたい。

なお、貴職において確認の上、受領書を送付願いたい。

特定国有財産目録

1. 部 局 名
2. 口 座 名
3. 所 在 地
4. 財産の内訳等

異 動 年月日	異 動 事 由	区 分	種 目	構 造	数 量	価 格	備 考

5. 工事の名称等

記載要領等

1. 部局名は一般会計に所管換又は所属替の後使用する部局名を記載する。
2. 「異動年月日」欄は、特定国有財産部局長への引渡し年月日を記載する。
3. 「異動事由」欄には、購入、新築、新設等、財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定所属普通財産台帳（以下「台帳」という。）に登録すべき異動事由を記載する。
4. 「数量」欄及び「価格」欄には、取得した財産について区分及び種目別ごとに購入契約書、工事明細書内訳及び設計図に基づき台帳に登録する数量（建物にあっては延面積・建面積を併記）及び価格を算出して記載する。
5. 工事名称及び工事金額を欄外に記載する。
6. 必要に応じて図面等を添付すること。

第 号  
令和 年 月 日

〇〇財務局長 殿

〇〇省 〇〇局 氏 名

取得財産完成通知書

( 事 案 名 ) については、下記のとおり令和 年 月 日をもって取得を完了したので、通知する。

記

区 分	種 目	構 造	数 量	価 格	備 考
	—	—	— —		

記載要領等

「数量」欄及び「価格」欄には、取得した財産について区分及び種目別ごとに購入契約書、工事明細書内訳及び設計図に基づき台帳に登録する数量（建物にあっては延べ面積も併記）及び価格を算出して記載する。

様式14

第 号  
令和 年 月 日

〇〇省〇〇所属  
支出負担行為担当官殿

特定国有財産部局長  
〇〇財務局長 氏 名

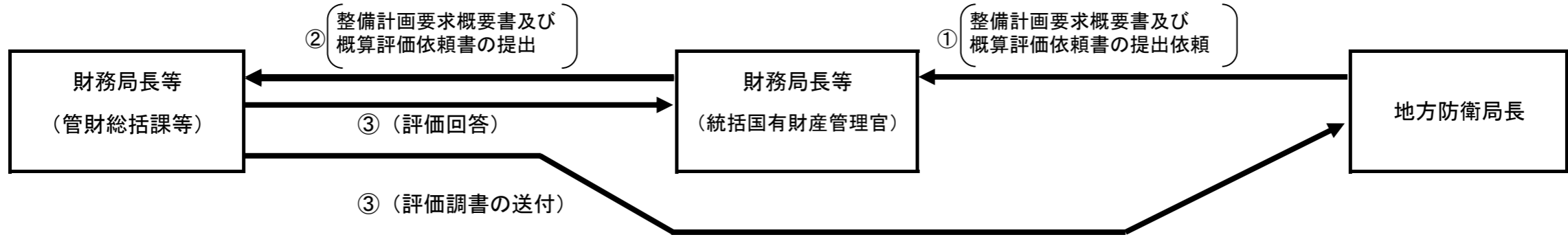
特定国有財産の受領について

令和 年 月 日付 第 号をもって引渡しのあった特定国有財産整備計画の  
実施により取得した国有財産については、令和 年 月 日付をもって受領した。



別紙

整備計画要求概要書及び概算評価依頼書の提出手続



特定国有財産整備計画要求書の提出手続

